

平成25年（2013年）6月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成25年6月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年6月21日（金）

応招議員

1番 奥村 仁

2番 東 貴雄

3番 樋口泰生

4番 太田哲生

5番 瀧本 攻

6番 入江康仁

7番 家崎仁行

8番 玉津 充

9番 奥村武生

10番 東 篤布

11番 東 清剛

12番 松永征也

13番 平野隆久

14番 中津畑正量

15番 川端龍雄

16番 平野倅規

17番 中本 衛

18番 北村博司

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

8番 玉津 充                      9番 奥村武生                      10番 東 篤布

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。

---

**北村博司議長**

それでは、定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

---

**日程第 1**

**北村博司議長**

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8 番 玉津 充君

9 番 奥村 武生君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第 2**

**北村博司議長**

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件につきまして、各常

任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 家崎仁行君。

### **家崎仁行総務財政常任委員長**

おはようございます。

平成25年6月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月12日、午前9時30分から第2委員会室におきまして、委員6名出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、財政課、企画課、危機管理課、福祉保健課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例

議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

請願第2号 消費税増税中止意見書の採択を求める請願

請願第3号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願

の議案3件、請願2件、合計5件の審査であります。

それでは、審査した順序により、経過と結果について報告いたします。

まず最初に、議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例について、審査を行いました。

課長から追加説明のあと、質疑に入りました。

委員より、第2条の組織についてですが、第4号に対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができますとあります。本部長は町長と聞いていますが、副本部長、本部員には誰がなるのですかとの質疑に、課長より、本部員は法律に基づきまして副町長、教育長、それから消防長、またはその指名する消防吏員、ほか町長が町職員のうちから任命するとなっております。町職員は会計管理者、各課長、議会事務局長、総合支所長を想定しております。それから副本部長に関しましては、本部員のうちから町長が指名すると規定されておりますので、副本部長には副町長と教育長を充てることを想定としておりますとの答弁でした。

また委員から、議会事務局長はいいということですか。議長は対象にはなっていないのですかとの質疑に、課長より、議会事務局長を任命したいと思いますとの答弁がありました。

委員から、先ほど課長の説明で、3月に6市町が制定、6月に22市町で制定予定ということ

で、1市を除いてという説明を受けましたが、差し支えなければ1市がどこなのか、なぜ足並みを揃えないのか、理由を求めますとの質疑に、課長より、まだ確定ではありませんが、名張市さんでありまして、9月に予定されているそうです。その理由としましては、県の行動計画がまだ作成していないということで、時期尚早ではないかという担当者の話でした。緊急性は理解しているが、あえて急ぐ必要はないのではと伺っておりますとの答弁でした。

次に、また委員から、本会議では、まだ県内では発生していないということでしたが、以前、鳥インフルエンザのとき資料をたくさん県が出しました。鳥の飼養羽数は東紀州で大半が紀北町で、しかも紀伊長島区であり、県は紀北町で鳥インフルエンザが発生した場合の想定をしていましたが、その想定は変わっていませんか。そのことについて状況と想定が変わっていないかどうかの質疑に、課長より、前は鳥インフルエンザだったのですが、今回のこの条例につきましては鳥から人、人から人への感染を想定したものですので、家畜とは違うということですのでの答弁がありました。

委員から、まだ1件も発生していないのかどうかお聞きしたい。それと飼養羽数が突出しているという事実は変わらないのかお聞きしたいとの質疑があり、課長より、家畜については福祉保健課で把握しておりませんが、現在のところ、家畜の発生の報告はございません。それと農業関係の情報については把握しておりませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）「財政課」関係部分について、審査を行いました。

補足説明のあと質疑に入り、委員より、今回予算計上された屋上フェンスとLEDの修繕補強の件で、保険の対象と対象外を教えてください。また器具については保証期間内ではないのですかと質疑に、課長より、フェンスについては職員で修繕いたしました。またLED照明につきましては、カバー部分の修繕で15万1,000円の修繕料が保険の対象で、半額が保険給付される予定です。保証については今回は自然災害ですので、対象外となりますとの答弁でした。

委員より、今後同じようなことが起こった場合は、対応はどのように考えていますか。また屋上の防水シートの破損状況と修繕料を教えてくださいとの質疑に、課長より、今回のことを踏まえ、今後同じようなことが起こった場合に備えて補強したいと考えております。また防水シートにつきましては3箇所の破損があり、ゴムシートの修繕として1万5,000円を含んだ予算計上をさせていただきますとの答弁でした。

委員より、今回の予算計上には賛成ですが、フェンスやバリカー、井戸のことも含めて設計に問題があったのではないですかとの質疑に、課長より、不具合を生じないものが理想ですが、仮に全く新しい庁舎を建てても、使用していく中でどこか不具合は生じる場合があります。そこに、今回は学校を改修したものですから、それが多くなっているものと思います。

今後も実際に使用していくうえで住民から指摘を受ければ、適宜検討して修繕等を行っていきたいと考えています。また、今後はより設計部門と連携をとっていきたいと考えてますとの答弁がありました。

委員より、過去に議会でも屋上フェンスは強固なものにしてほしいと要望があったはずですが、東日本大震災のような津波が来ても、今回の補強で耐えられるものなのですかとの質疑に、課長より、庁舎自体は強度があるものですが、実際に瓦礫などを含んだ津波に耐えられるという強度のあるフェンスの設置は不可能だと思いますとの答弁がありました。

委員より、津波に耐えるフェンスでないならば、そのことを住民に周知していただきたいとの質疑に、課長より、周知していきたいと思いますとの答弁がありました。

次に、同じく議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）「企画課」関係部分の審査に入り、追加説明のあと、委員より、長寿社会づくりソフト事業交付金について、

燈籠祭の中で事業を実施すると聞いていますが、事業実施主体はどこになりますかとの質疑に、課長より、昨日の本会議での説明は長寿社会づくりソフト事業交付金の事業は、燈籠祭の日に合わせて実施するという説明でした。長寿社会づくりソフト事業交付金については、長島駅前、玉地区活性化委員会が実施主体でありますとの答弁がありました。

次に、同じく議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）「危機管理課」部分に入り、質疑に入り、委員より、道の駅の防災倉庫を使用できるということだが、倉庫そのものの大きさ、そのうちどれぐらいを町で使用できるのですか。また、そこに入れるものをこの予算に計上した消耗品等で購入するということですが、それとは別のものを入れるということですかとの質疑に、課長から、倉庫の大きさは長さが22m、幅が15mの 330平米となっております。そのうち30平米程度を使用させていただきます。また高さは 7.2mであります、クレーン等もあるので 7.2mの高さまで積み上げることができません。倉庫に入れるものとしましては、今回の予算で購入するもの以外に、現在、給食センター横の防災倉庫にあるもので、水に浸かると使い物にならないものを中心に、道の駅の倉庫に移動させることを考えております。なお、水、非常食はこの倉庫に入れる予定はありませんとの答弁であります。

また委員より、国土交通省の倉庫ということで、鍵の管理はどのようになるのですかとの質

疑に、課長より、倉庫の鍵については国土交通省より3個鍵をいただいております、保管は本庁危機管理課、支所総務室と道の駅海山に保管する予定となっておりますとの答弁がありました。

また委員より、浄水機の能力はどの程度ですか。また防災倉庫の強度はどの程度の風まで耐えられるものですかとの質疑に、課長より、浄水機の能力については、毎時1,000リットルの浄水能力のものを想定しています。風対策については十分な強度の確保しており、確認したところでは建築基準法を満たしている建物で、少なくとも風速30m/sですか、34mに耐えられるものとのことですとの答弁がありました。

また委員より、浄水機を使用するときには機械を移動させることになると思われませんが、重量はどれほどですか。倉庫の強度については心配する声も聞きます。基本的なことですので、確認をとってくださいとの質疑に、浄水機の重量は、現在想定しているものは32.5kgとなっております。倉庫につきましては鋭利なもの等が飛んできた場合、ビニール部分が引き裂かれてしまう恐れはありますが、耐震に関して十分な強度を持っているという説明を受けていますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、よって、議案第39号平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の当委員会関係部分については、原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第40号平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）「財政課」関係部分の審査を行いました。

追加説明なく、質疑に入り、委員より、平成24年度決算見込みも含めて、財政調整基金の残高はどれぐらいになりますかとの質疑に、課長より、今回の2次補正分までの含めた財政調整基金の残高は、21億5,120万4,000円となります。この残高に決算見込みの繰越金約4億円のうち、理事者とも協議して財政調整基金か減債基金への積み立て額を決定させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって、議案第40号平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の当委員会関係部分については、原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

続いて、請願第2号消費増税中止意見書の採択を求める請願について、審査を行いました。

事務局が請願書を朗読したあと、質疑に入り、委員から、請願書を見ますと、来年4月から8%、再来年10月から10%の方針ということですが、景気の動向によってという前提条件が

なかったのですか。景気が良くなったらという話だったように思いますが、この辺がこの請願書の中に書かれていません。それともう1つ、議論があるのは低所得者に重くてあれでということで、一部の物品については軽減税率等議論もあったと思います。それもここに触れてないのですか、その軽減税率はどうなっていますかとの質疑に、紹介議員より、私は役人ではないので、なかなか細かいところはわかりません。ただ、今、議員から言われた景気の動向によって経済成長率2%になって初めてつくるみたいな感じでは言っていますが、すでに一人歩きしていると言いますか、来年度4月には今の5%より3%上乘せすると、再来年には10月から10%の消費税の率にするということで、今の政府が考えています。これは今の5%でも結構きついのですが、それに上乘せすると2%の経済成長率に達しなかったら、止めるということは言っておりません。そこで、いろんな不安が広がっていくというのが現実だと思います。それ以上のことはちょっとわかりませんとの答弁がありました。

また委員より、軽減税率の答弁をお願いしますとの質疑に、紹介議員より、軽減税率については詳しいことはわかりませんが、今の5%の中でも軽減税率がなくて消費税課税をしています。しかし、10%にするためには軽減税率もしないといけないということは、国会の中でも質疑にも出ているのが事実です。軽減税率をしなければ10%に上げないということではないと思いますとの答弁がありました。

また委員より、これは国会のほうは衆参とも通過していないのですかとの質疑に、紹介議員より、3党合意で通過していますとの答弁がありました。

ここで、委員より継続審査を求める意見がありました。内容については、反対というよりも私は継続審査にすべきだと思います。7月の参院選挙後にも、もうちょっと明確なものが出てくるだろうと思います。3党合意があっても民主党の中には、あれ以降離党された人もいます。その辺もはっきりしないところもあります。軽減税率の問題、低所得者、食料品を中心という話、ただ一方で、福祉関係の予算の財源をどうするかという部分がありますので、一概に反対というわけには済まないような気がします。この合意をした野田総理から、ここ2、3日前、講演を聞きました。税の一体改革を進めたときの消費税、税の一体改革特別委員長であった高橋千秋さんからも、それでその辺の説明を聞きましたけども、一方で暮らしを守るという立場に立っているはずの民主党の前総理や特別委員長が、これでいいという講演でしたので、ちょっと私には判断がつかねますので、継続審査を求めますと意見がありました。

また、別の委員からは、皆さんご承知のように3党合意で今後消費税のことを検討されるという方針のもとで、いろんなことがまだ検討されています。ただ、そのことがこの文書には謳わ



れておりません。そして自分たちで判断するには、先ほど委員からありましたように請願は文書で判断するものですので、こういう意見書を出すのであれば、前にも言いましたように、全議員で揉んで、全会一致になるような文書をつくり、当議会から出すほうがいいのではないかと思います。あえて継続にしなくても、今回は意見書を提出することを止めるべきだというふうに思います。私は不採択です。

ここで、継続審査についての採決を行いました。結果、賛成少数、よって継続審査は行わないことに決定いたしました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、賛成なし、よって本案は不採択すべきものとして決定いたしました。不採択の理由は、消費税率引き上げにあたって、所要の措置は今後国において検討されてまいります、この文書にはこれらのことが記載されていないためとする。以上です。

次に、請願第3号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願について、審査を行いました。

事務局が請願書を朗読したあと、質疑に入り、委員より、請願を提出された団体は9団体あります。この印鑑は全部個人のものですが、以前、私が聞いたのは団体を名乗る場合は、その団体の印鑑を押すべきというお話を聞いたのですが、その辺はどうなのかお聞きいたしますとの質疑に、事務局主幹より、委員の言われるとおり、角印ではない限り個人という考えで受理しています。実際に団体の意思ではなく、組織の個人という考え方で受理しています。また、請願権という部分でいいますと、個人にも団体にもありますので、その部分は個々の団体の個人の方が出しているという判断で受付をさせていただきましたとの答弁がありました。

また委員より、団体の名前をあげられていますが、個人というとらえ方でも構いませんかとの質疑に、その認識で結構かと思いますとの答弁がありました。

委員より、もう1つ根本的なことですが、以前議会で同じ内容の意見書がありましたかとの質疑に、紹介議員より、24年6月議会定例会ですとの答弁がありました。

また委員より、運営のことを教えてください。これ自体はまた再度提出することは可能なのですかとの質疑に、事務局主幹から、議会に関しましては一事不再議という原則がありますが、それは一会期中のことで問題はないと思いますとの答弁がありました。

委員より、米の聖域確保の可能性はほとんどありません。この間テレビで見たのですが、カリフォルニア米の向こうの農家、団体だと思いますが、我々は米を売りたいと、価格はこれぐらいにと、そうした日本側の生産者は若い人が出てきましたけど、価格的には何も怖くないというこ

とでした。日本の消費者はカリフォルニア米を炒飯などに使用するのには合っているみたいですが、普通に米飯で食べる場合は、値段の差がこの程度ですと勝てますという表現をしていました。それについて現実の農家ではそういつているわけですが、主張は本当に正しいのかどうかということと、気になる医療分野のことですが、国民皆保険を崩すということは事実ですか。この2点をお聞きいたしますとの質疑があり、紹介議員より、農業をやっている人自体がTTPに参加しても何も影響がないと言われる方も確におられます。これは何でもそうですが、反対の人もいれば、賛成の方もいるのは仕方ないことです。ただ、TTP全体を見れば、農業については大きなダメージを受ける。県が発表しているように500億円という大きな損失が出るという試算をしています。そういうTTPに対する不安というのは当然あると思います。

そして医者との関係については日本医師会の反対決議も出ており、専門の人が混合診療になる、開放するということは、お金を持っていなければ、自己負担があまり多すぎてなかなか医療を受けられません。アメリカの医療機関、企業が入ってくると薬も高くなり、そういうことが起こり得るのだということで、医師会なども心配しています。確かにそれはあると思いますが、私は専門ではないのでそこまでわかりませんが、それもあるだろうと思いますとの答弁がありました。

また委員より、紹介者の方に質問ですけど、先ほど委員も言われましたが、昨年6月に継続審査でTTPに関する意見書が否決されました。この請願趣旨の中に文面において、あのときと状況が変わった部分は何箇所かあると思いますが、その部分をお聞きいたしますとの質疑に、紹介議員より、この1年間でどのくらい状況が変わったのか、先ほども言いましたが、4月12日にアメリカとの二国間交渉の中で、保険や自動車についてのアメリカの関税をそのまま残すというような譲歩をしてきたことははっきりわかりました。それもアメリカのそういう機関からいろいろ漏れてくるだけで、国会ではなかなかすべてを説明されていません。本当に関税を撤廃しないと言って、こちらの農業も関税は残せという格好で交渉するならわかりますが、大事な担保を放棄して、それで帰ってくると、このいろいろな問題で関税も残す部分もあると思います。交渉は任せなさい、交渉力でやるというのが今の総理の姿勢です。そこで見えますのが、そこが一番心配のネタで、しかもこの7月に交渉に参加していくのだと強く出されていますから、こういう団体もほかの人も心配していると思います。その変わった条件というのが一番大きいと思いますとの答弁がありました。

また委員より、私の求めているのは文書で判断していきたいと思います。その文書の中でどういふ部分があるのかと、この文書をもとに、どの部分がどういふ具体的な説明をしていただきたいとの質疑に、紹介議員から、かなりの量がありますので簡

略にということと、1つには4月26日には農産品を含む全物品ということで、議会に通知したと、アメリカの先ほどもちょっと触れましたけど、米通商代表部、すべての非関税障壁の撤廃という世界でも類例のない危険な枠組みになっているということについて、これは確かにそのとおりだということが出てきたので、4月26日の二国間交渉で、アメリカの通商部が議会に報告した中身は本当にすべてが物品の交渉に対し、今年の交渉妥結を目指す、しかもこれはいろいろな食べ物に関係、食の安全、BSEの問題、そういうものを含めて自動車のほか9つがありますとの答弁がありました。

また委員から、前回否決ということでしたが、私が判断する基準としては、以前もそうでしたが、紀北町の議員として、今回この請願を出すことを考えると、この請願趣旨の中でも、いろいろTPPに関する紹介者の方も言われましたように、いろんな分野において影響があると確かに想像されます。ただ、当町の議員として一番考えなければならないのは、農業の米のことや、漁業関係もありますが、この文書の中で米が一番関係すると思います。聖域確保の可能性がほとんどないという文書で表記されていますが、以前より私の知識の中では、ちょっと交渉ができるのではないかと考えております。また文書から判断すると、そんなに状況も変わってないというふうに判断してしまうところがありますとの意見がありました。これに対する答弁は、求められませんでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員反対、よって本案は不採択すべきものとして決定しました。不採択の理由は、平成24年6月議会定例会で意見書を否決としたときの状況と変化がないためとするとのことでした。

以上で、本委員会に付託されました5案件についての審査の経過と結果の、ご報告を終わります。ありがとうございました。

### **北村博司議長**

以上で、家崎仁行君の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君の報告を求めます。

### **入江康仁教育民生常任委員長**

皆さん、おはようございます。

平成25年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の結果と経過について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月14日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員6名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉

保健課、環境管理課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

の5件の審査です。

それでは、審査した順序により、経過と結果について報告いたします。

まず、議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑に入りまして、本年3月定例会での当初予算における子ども医療費助成に関しては、小学生までは入院、通院を助成対象とし、中学生は入院のみを助成対象とすることとしましたが、本条例改正はそれをまた改正するものですかという質問に対して、答弁といたしまして、3月定例会においては、子ども医療費助成の対象を中学生の入院まで拡大した場合の予算が可決されました。今回はそれに関連した紀北町福祉医療費の助成に関する条例に規定されている支給方法の定めを改正するものですかという答弁でございました。

3月定例会で承認した予算について、6月定例会で条例を改正すると解釈してよろしいかという質疑に対して、答弁といたしまして、そのとおりですという答弁でございました。

また、そうすると中学生の通院については対象にならないと理解してよろしいですかという質疑に対しまして、そのとおりですという答弁でございました。

次に、この事業は町単独事業ですね。国、県の助成についてはありますか。全部一般財源で行うということですかという質疑に対しまして、現在は県の助成のみです。県の補助については就学前児童と小学生の入院、通院が補助対象で、その2分の1を補助していただきます。国の補助ではありません。今回、中学生の入院を対象としていますが、これについては一般財源での対応ということになります。また県の補助対象にはなっていないという答弁でございました。

次に、中学生までを対象するのはありがたいですが、ほかの市町の状況はどうなんですか。あとでその状況のわかる資料をいただきたいという質疑に対しまして、後ほど提出させていただきますという答弁でございました。

次に、中学生までの入院が助成対象となるわけですが、所得制限により対象とならない方も見えます。町独自で所得制限の基準を変えることはできますかという質疑に対しまして、

紀北町福祉医療費の助成に関する条例においては、対象者という項目が第3条にあり、その中に、規則で定める所得の制限を超えない者という規定があります。規則では保護者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童手当法施行令第11条に読み替えて準用する同令第1条の規定により定める額以上であるとき。ということで、例えば扶養親族が0人の場合は、保護者の所得額が622万円を超えると対象となります。扶養親族が5人の場合は812万円を超えなければ対象となります。扶養親族の数により所得制限の額は変わりますという答弁でございました。

また、扶養家族が0人の場合は、基準が一番低くて622万円を超える場合は対象とならないということですが、これまで決められてきた経緯もあると思いますが、収入が多くてもかなりの入院費用等がかかる可能性も考えるため、基準の見直しも必要があるのではないかと思いますという質疑に対しまして、現在、小学生までの助成は県の補助対象となっている状況で、仮にすべてが町単独事業でしたら、いろんな考えで決めることも可能かと思いますが、何分小学生までの助成に関しては、県の補助をもらう以上、この基準を使わなければならないということから、中学生の町単独事業についても、これと同様の考えで進めさせていただきたいと思いますという答弁でございました。

次に、所得制限の判定において、保護者の所得について共稼ぎの場合の判定方法と、保護者が親を扶養に入れている場合の判定方法をお聞きしたいという質疑に対しまして、夫婦共稼ぎの場合は、お一人お一人が基準額を超えなければ助成対象となり、どちらか一方でも基準を超えれば対象外となります。夫婦合算での判定ではありません。扶養家族0の場合、税法では特定扶養の関係で扶養の数に入れてもらえるということでもあります。その場合、扶養家族0人の基準額で判定することになりますという答弁でございました。

また、税法上で親を扶養に入れている場合も判定に含めるのかどうか、再度確認しますという質疑に対しまして、そのとおりで扶養に含めて判定しますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解についての審議を行いました。

質疑に入りまして、和解について、この示談において役場と被害者の間に中立の立場の人はい

ましたかという質疑に対しまして、一般財団法人全国自治協会の保険担当者が、今回の件について対応していますという答弁でございました。

また、議案第38号と専決第4号は同一人物ですね。今回は一番後ろの車両の人ですか。ほかの2人の経過はどうですかという質疑に対しまして、今回は2台目の方になります。ほかの2人の状況は1台目の方の物損については、車種は軽乗用自動車です。現在、和解の交渉中です。人身については大きな外傷もなく、現在通院継続中ですが、相手のほうは手の痺れを訴えている状態です。3台目の方の物損については、車種は軽貨物自動車です。荷台後部が損傷しており、現在、和解の交渉中です。人身については大きな外傷もなく、現在通院継続中です。通院が終われば和解の交渉に入りたいと思いますという答弁でございました。

人身が3万2,621円で、物損が169万7,889円ですが、この物損の額は全損ということの補償額ですかという質疑に対しまして、2台目の車は平成23年11月登録で、走行距離が3万40kmの電気自動車です。前後バンパーとバックドアの損傷があります。交渉の結果、この車の時価は155万円という金額になりましたという答弁でございました。

次に、軽乗用自動車は全損ということですが、年式はどれぐらいですか。また被害者のほうは職を持っていたら休業補償しなくてはいけないし、示談金も要る。後遺症が認定されたらそれに伴う支払いも出てくるだろう。2台目の方については休業補償などは発生しなかったのですかという質疑に対しまして、1台目の軽乗用自動車は平成16年3月の登録で約9年経ちます。2台目の方の人身に対する損害賠償額3万2,621円の内訳は、治療費2万3,501円、慰謝料8,400円、交通費等で720円ですという答弁でございました。

次に、示談金がないということは、会社を休むことなく通院ができたのですねという質疑に対しまして、この方は65歳で無職と思われるという答弁でございました。

次に、もし無職だとしても最低5,800円の補償は発生すると思いますけど、1台目と3台目の方については、今後補償が発生すると思います。環境管理課は事故が多いので損害保険に関することを保険会社に任すだけではなく、勉強もしておいてくださいという質疑に対しては、答弁といたしましては、同じ答弁でございました。

次に、2台目の車の破損状況がわかりにくいのですが、先ほど時価ということをおっしゃっていましたが、電気自動車なのでそのぐらいの価値が出るのか、それともそれに値するぐらいの修繕費があるのか教えてくださいという質疑に対しまして、保険会社は車両時価を判断する場合、中古車相場を算定しているレッドブックという専門雑誌をもとに判断すると聞いております。この車の修理代は160万円ぐらい見込まれました。そこから交渉に入り、代車代やレッカー代を含めて全

体で 169万 7,889円ということですのでという答弁でございました。

次に、修繕を積算していくとレッドブックの時価を超えてしまうから、全損扱いという意味ですかという質疑に対しまして、保険会社での車の時価といたしましては 207万 1,000円で見込んでいましたが、修理代が 160万円ぐらい見込まれましたので、交渉によりこの金額になりましたという答弁でございました。

次に、加害者としては、ただ謝るだけではなく、保険会社が交渉していることを詳しいところまで知っておかなければならないと思います。保険会社はどこでしたか。この保険は事故を起こした場合などは、掛金が加算されるのですかという質疑に対しまして、保険会社は一般財団法人全国自治協会です。事故を起こした場合などの掛金の加算はありませんという答弁でありました。

以上で、質疑を終り、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についての当委員会所管分の審査を行いました。

「生涯学習課」分の審査に入り、課長からの説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、町民センター図書館の備品購入を3月議会に提出できなかったのですか。文化財保護事業のカマス祭の全体事業費はいくらですか。武道館の修理ですが、なぜ追加工事をしなくてはいけないのですか。体育館の備品購入を3月議会に提出できなかったのですかという質疑に対しまして、町民センター図書館の備品購入が当初予算ではなく、なぜ今回なのかということですが、図書室の改修については空き施設の利活用ということで、当初予算時に2階、3階を図書室にするという方針がありましたが、そのときは既存の備品を利用し移設することを計画しておりました。今回、少しでも良好な環境の図書室にすることを検討した結果、新たな備品を設置する必要が生じ、予算計上しました。カマス祭の山車の修繕の総費用ですが、昨年11月の申請時には 277万円が必要ということで、島勝山車保存会から申請が出ています。このコミュニティ事業については 250万円が上限で、上限の 250万円を補助することとしています。また、体育館の備品購入や当初予算に盛り込めなかったのかということですが、昨年度については施設そのものを改修ということで、グラウンド整備や体育館や武道館の改修を行いました。その中の備品や設備関係については、施設整備と同時に進めることが難しかったので盛り込ませておりませんでした。今回、体育館や武道館の利便性を高めたり、利用者の幅を広げるため、早急に整備する必要があるということで、補正計上してまますという答弁でございました。

また、当初にも図書館の備品が計上されていますが、それとは別のものですか。島勝浦のカマ

ス祭の山車修理は 100%補助事業なのですか。当初にも体育施設の備品が計上されていますが、それとは別のものですかという質疑に対しまして、当初予算に計上されている図書館の備品は図書購入費です。山車修理修繕に対する補助金につきましては、コミュニティ助成事業助成金の上限が 250万円ですので、その範囲の中で補助をいたします。したがって、全額補助ではなく、一部27万円の負担をいただきます。東長島スポーツ公園管理事業の当初予算に計上されております備品購入費はグラウンドの備品ですという答弁でございました。

次に、配付された配置図ですが、もとの建設課と環境管理課の壁は取り外していますかという質疑に対しまして、旧建設課の部分と旧環境管理課の部分には壁があります。今回、この壁を取り外すことができれば広く利用できたのですが、耐震性の問題で取り外すことができません。そこで 120cm程度の開口部を設け、出入りできるようにしたいと考えていますという答弁でございました。

次に、工事請負費の予算はどの科目で見えていますかという質疑に対しまして、建物の改修部分については財政課の町民センター改修事業費で計上していますという答弁でありました。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、反対討論で、島勝浦の山車修繕のコミュニティ助成事業については、非常に疑問が残ります。ほかにも同じような要望があったと思います。250万円を付けるのは良いが、その要望の中で、なぜ島勝浦の山車修理に予算が付くのか、非常に不思議に思いますので、この件については反対しますという反対討論がありました。賛成討論はなし。

採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会の所管分の審査を行いました。

「福祉保健課」の審査に入り、課長からの説明のあと質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

また、今回は付託された案件が少なかったため、質疑、答弁のすべてを報告させていただきましたことを付け加えております。

## 北村博司議長

以上で、入江康仁教育民生常任委員長の報告を終わります。



## 北村博司議長

少し早いですが、ここで10時40分まで休憩いたします。

(午前 10時 26分)

---

## 北村博司議長

休憩前に続いて、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

---

## 北村博司議長

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

樋口泰生常任委員長。

### 樋口泰生産業建設常任委員長

皆さんおはようございます。よろしくお願いします。

産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成25年6月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る6月14日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催しました。説明のため出席した者は、商工観光課課長、観光係主幹兼係長、商工係長の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第1号)「商工観光課」所管分の審査を行いました。

それでは、経過と結果について報告いたします。課長からは追加説明はなく質疑に入り、委員から、古里温泉のポンプの取替え工事について、実際の工事は終了しておりますが、予算認定される前に、実施した経過について説明を求めますとの質疑に対して、まず経過について説明をさせていただきたいと思っております。

本年4月12日に、温泉から連絡があり、温泉ポンプに不具合が生じて源泉が汲み上げられない状態であると報告がありました。その後、原因等について調査を行い、業者の方と連絡

をとりながら、どんな状態かということで確認をしたところ、水中ポンプの絶縁不良でポンプが動かない状態にあり、汲み上げられないということがわかりました。

それでポンプとモーターを替える必要が生じたということです。在庫がないと、注文をしてもかなりの期間がかかるということで、現在の在庫について確認をしました。このポンプはアメリカ製のもので、取り寄せに相当の時間を要するもので、確認の結果、在庫があるということでしたので、早急に修理をしたところです。

実際のところ、12日から20日までの9日間で工事を終了し、21日から営業を開始いたしました。予算を認めていただいた後、工事をするのが本来ではありますが、たくさんの利用者にご迷惑がかかるということもありましたので、緊急で既存の予算で対処させていただいたということです。補正予算を認めていただきましたら、振り替えさせていただくということでもあります。ここに至った経緯というのは、これまで2年に1回ポンプを引き上げて不具合がないか、その際に、あらかじめ修繕等を見越してやっていき、今年度25年度に引き上げる予定をしていました。2年に1回ということで、少し早くできればよかったのですが、時期的に1年経過したあとということでありましたので、この不具合について、なかなか予知できなかったということです。

結果、今回のようなことになりました。今後引き上げて調査する際には、何か不具合が生じる可能性があるかないかも含めて、検討しながら管理をしていきたいと考えていますとの答弁でした。

続いて、同委員から、2年に1回なら3月議会に予算組み立てできるように、やはり定期点検する時期を、2月とか1月にしたら、突発的な事態を除き解決できると思います。その点、今後の対応をどのように課長はお考えなのか、お答えくださいとの質疑に対して、これまでは2月とか3月に定期点検していたことがあり、もう少し早い時期に引き上げて調査した上で、次年度の当初予算で修理できるようなことも考慮していきたいと考えていますとの答弁でした。

ほか委員から、随意契約ということですが、2社以上の見積りを必要としていると思います。会計規則に反するのではないですか。また、地元の業者で対応できなかったのですかとの質疑に対して、今回、緊急ということもあり、2社はとっていません。このポンプは深いところから汲み上げということであり、特殊なものを使っています。具体的には、超深度、耐熱、防食、電動水中ポンプという特殊なものを使っていますので、町内ではそういったことを扱っている業者はいないと聞いていますとの答弁でした。

同委員から、地方行政活性化事業ですが、これは名称は歳入では地域行政、歳出では地方行政になっています。ニュアンスが違いますが、なぜですか。また、この事業はどういうことをされるのか。印刷製本が主ですが、説明をお願いしますとの質疑に対して、名称はこのように、県のほうがなっていますので、そのようにさせていただいています。そして、この事業は基本的には、各市町村が消費者窓口を設置するというので、平成21年に消費者法が改正されました。現在、町の職員が消費者行政に関する苦情とか、多重債務窓口をもっていますが、住民に対して、そういったことを周知させていただくということも大切な業務の1つです。

昨年度も、広報でチラシ等を全戸に配らせていただいております、「カシコイ消費者」といったものです。また、これを読んでいただくことによって「オレオレ詐欺」、いまでは「お母さん助けて詐欺」というふうになっていますが、関心を持っていただいて、詐欺にあわないようにすることが目的です。合わせて窓口職員がどのように対処していかという勉強するための旅費も計上させていただいています。消耗品につきましては、冊子を購入し、勉強するというので、事業を進めているということです。費用につきましては、すべて県からいただきますとの答弁でした。

続けて、消費者行政、多重債務とか新たなものについて、複雑化されているので、PRは必要ですが、町の体制はこれからのようですが、どのようにされているのですかとこの質疑に対して、現状では商工係が2名であたるということで、昨年の相談件数は、町と県の消費生活センター、国の国民生活センターを集計すると、県が43件、町が3件で、合計46件、町分のうち悪徳商法が2件、多重債務は1件であります。多重債務につきましては、町の職員で解決するという事は、非常に困難ですので、現在、弁護士や司法書士に相談をかけるということです。

まず相談窓口は町のほうが行って、内容をそういった方々にお伝えして、解決していただくような方法になっています。悪徳商法につきましては、クーリングオフの制度などを紹介し、実際にクーリングオフの手続きをしていただいた方もあります。町で対応できないことがありましたら、県の消費生活センターとも相談しながら仕事を進めているというのが現状ですとの答弁でした。

ほか、委員から管内視察で古里温泉の現場も見せていただき、塩ビ管が補修されていましたが、水揚げなかったのは、その管の具合が悪くなったのが原因ではなかったのですか。その関係の説明をお願いしたい。

それから、観光推進事業の高速道路延伸の関連ですが、チェーンソーアートというのは、燈籠祭で実演されるそうです。何個つくられるのですかとの質疑に対して、管、くだの破損と今回の水中ポンプモーターの破損との関連というのは、少し考えにくいと思います。常に水中ポンプとかモーターは、源泉の中に入っている状態です。割れたことによって水道水が入って、不具合を起こしたということは考えにくいと思います。ただ、破損した管を修理させていただいたことにより、これまでヌルヌル感がないとのご指摘をいただきましたが、それが復活したこともあり、源泉に何らかの形で流れ込んでいたのは、ほぼ間違いないと思っています。それが改善されたということです。

それとチェーンソーアートですが、予定では40体つくらせていただく計画をしているとのこととの答弁でした。

ほか委員から、今までヌルヌル感が少ないという噂が出ていて、戻ったというならば、是非、古里温泉をPRして、町長がいう「200万人」の手助けになるようにしてはどうかという質疑に対して、古里温泉のスタッフも一新させていただいて、かなりやる気をもってやっていますので、町と一体となり古里温泉のPRを進め、たくさんの人に入ってもらえるようにしていきたいと思いますとの答弁でした。

またほか委員からポンプについての確認ですが、新しいものを入れて3台のポンプがあり、そのうち1台は使い物にならないということですね。もう1台いま入れているもの以外の予備のポンプがあり、それを入れても3年間もたないという可能性があるということですね。また、新しいものを買わなければいけないのか。それを3年間もつように修理して、予備として使うのか。その方向性があやふやになっているように思います。その点はいかがですかとの質疑に対して、ポンプはこれまで2年間使って整備するということが通常でした。今回、3年間ということがあるので、新しいものということです。今ある予備のポンプは2年間なら使えますので、再度使う予定でいますとの答弁でした。

続いて、それでしたら、その3年間保証はできないけれど、一応動かせるものはあると、それを使っておいて、正規の手続きをして、新しいものを買うという方法があったのではないですか、先に新しいものを買って入れてしまって、補正予算を組まないといけないという状況はおかしいのではないですかとの質疑に対して、今回は予算的に2年に1回引き上げを行っていて、次回の2年先を考えると、仮に途中で引き上げることになると、費用が百何十万円というお金が必要になってきます。途中でそういったことをしなければならぬ可能性があるということなので、今回やらせていただいた方法が結果的に安くすむと

考え、このような措置をさせていただきました。

今回の引き上げにつきましては、引き上げる予算がありました、ポンプとかモーターを替える費用を考えると、プラス百何十万円かかっているというのが現状です。それを軽減するという意味で、このような措置をさせていただきました。引き上げる費用は、今回入っておらず、当初で認めていただいている保守の費用をそのまま使わせていただいたということですとの答弁でした。

再度、委員から、そうすると、この503万円というのは、補修の金額ではなく、ポンプを買っただけの金額ということですね。抜き替えたとか、そういうことについては、今までの従来の予算を立てている中でやっているということですねとの質疑に対して、保守点検の費用は2年に1回、引き上げてポンプを据え替える費用で、平成25年度の当初予算にお認めいただいておりますとの答弁でした。

ほか委員から、ポンプ引上げに要する費用が、百何万円というのが正当の価格か、業者の言いなりではなく、調べて、これが妥当な金額と胸はって言えるようにしていただきたいと思いますが、どうですかとの質疑に対して、引き上げの価格が適正かどうか、一度よその事例も含めて研究させていただきたいと思いますがとの答弁でした。

またほか委員から、新しいものを買わないといけない根拠が、課長の答弁から伝わってこない。予備があるはずなのに、それを使わずに新しいものを購入するという説明は理解できない。その予備のほうもだめだったということなのか、確認のため答弁をいただきたいとの質疑に対して、基本的には2年間というサイクルでやっているのですが、本来、1月くらいにする予定であったのが、今回、引き上げたのは4月、今年度、予備のポンプをそこに入れて使うことになると、結果的に3年近く、その古いポンプを使わなければならない。そうすると途中で、また壊れる可能性があるということです。途中で壊れると、また引き上げることをしないとけない。その間に新しいポンプを買っておけばいいのですが、引き上げる費用も120万円ほどかかるということで、仮に壊れた時に引き上げると、余分にかかるということで、3年間もつ新品のものを入れることで、費用を安くできると考え、新しいものを据えさせていただきましたとの答弁でした。

またほか委員から、予備のもので3年間という話ですが、別に2年でいけないのですか。ずっとやっている2年にあわさなくても、突然のことだったので新品を買うまでスペアを入れて、2年でやっていったらよいことではないのですかとの質疑に対して、1年早く予算をつけていただくということも可能かと思いますが、1年送るということで、経費がその

分、増えるということもありますので、今回は引き上げ予算があるのに合わせて、やらせていただいたということです。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対・賛成討論なく、採決を行いました。

結果、全員賛成、よって、議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の当委員会所管分は原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を終わります。ありがとうございました。

#### **北村博司議長**

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **北村博司議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についての総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

#### **北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についての総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 消費税増税中止意見書の採択を求める請願についての質疑を行います。  
質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

続きまして、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

( 発言する者なし )

#### **北村博司議長**

よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

平野隆久君。

### 13番 平野隆久議員

それでは、教民の委員長にお伺いします。委員長報告で最後に、すべてを報告したということでしたんですけども、議員の発言の中で、今後、環境管理課の事故が多すぎるということで、委員から保険についても勉強しておいてくださいとの質疑がありましたけども、それに対して、答弁の中に環境管理課長が今後とも勉強して、今後ないようにしますというような答弁は報告されてなかったんですけども、課長からのそれに、質疑に対しての答弁はなかったということで理解してよろしいでしょうか。

### 北村博司議長

入江康仁教育民生常任委員長。

### 入江康仁教育民生常任委員長

いま、平野隆久議員の質問に答えます。答弁はね、なかったようになっていますので、なかったと思います。

### 北村博司議長

よろしいですか。

次に、議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についての教育民生常任委員会にかかる分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（ 発言する者なし ）

### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）についての教育民生常任委員会にかかる分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 北村博司議長

よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。



議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についての産業建設常任委員会にかかる分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

平野隆久君。

### 13番 平野隆久議員

温泉施設管理運営事業のところで、モーターの不具合ですね、これは定期検査は2年に1回しているということですが、絶縁体の不具合でモーターが使えない状況があったということなんですけど、これは定期検診して、1年後に故障したということは、定期検査に問題はなかったのか。今後もしも、予備はあるけれども、予備モーターは一応2年しか使えないということで、今後とも、また定期検査の加減でね、またこういう状況が出てくる可能性もありますんで、その時はまたモーターを買わなければいけない状況が出てきます。

やはり、基本的には定期検査をしっかりすべきことが、今回、途中でモーターの絶縁体の不良ということになったんじゃないかというふうに思いますんで、その時のその件についての質疑がなかったのかについての委員長の答弁を求めます。

### 北村博司議長

樋口泰生産業建設常任委員長。

### 樋口泰生産業建設常任委員長

平野隆久議員にお答えいたします。

2年に1回のちょうど1年少し前ですかね、の定期検査のときには、なかったのかと、いわゆる詳細に関しての、いわゆる検査の内容に対しての質疑があったのかないかということですが、委員の中からですね、そういった質問は出ておりませんでした。ということです。

### 北村博司議長

問題はなかったんかという質疑やったけど、それ一切議論はなかったということですか。

### 樋口泰生産業建設常任委員長

そういうことです。

### 北村博司議長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

---

### 日程第3

#### 北村博司議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### 北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### 北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第35号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第4

### 北村博司議長

次に、日程第4 議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

### 北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第5

### 北村博司議長

次に、日程第5 議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

**日程第6**

**北村博司議長**

次に、日程第6 議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第38号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

### 日程第7

#### 北村博司議長

次に、日程第7 議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

瀧本攻君。

#### 5番 瀧本攻議員

議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、反対の討論をさせていただきます。

まず1点は、まだ決算は行われておりませんが、24年度で4億2,800万円の剰余金が残りました。

2点目は、6月の補正予算において、何も新しいものはありません。ただ紐付きの予算が1,429万円ですね、それでは修繕費だとか、もろもろ需用費に対するものがあがっているだけです。

だから、トータルで3,785万2,000円という非常に貧弱な予算でございます。私の言わんとするところは、雇用の場だとか、景気だとかいうものを重点に置いた予算にさせていただいて、財政出動していただきたい。

6月の定例会で議員の方が一般質問されておりました。その中にはですね、前向きな予算が2つありました。高台へ避難地をもっていけると、そこをならしてしろと。またその5,000㎡のところをですね、5反ですか、4反は19mで、1反は20m、そこに上屋があるん

かと、30mですか、そういうこともおっしゃられておりました。また、住宅のいわゆる補助金についても15万円出したらどうかという意見もございました。

これはですね、合併特例債よりも非常に私は経済効果があると思います。例えば、1,500万円使えばですね、1億の仕事ができるわけです。15%で、15万で100万の仕事ができるわけですね。だから、この予算についてはですね、この2カ月間において、執行部におかれましては、それは皇太子のその何ていうんですか、みどりの愛護週間もありましたでしょうけども、何ら努力をしてない。町を活性するという努力が、この予算には何もない。その点を私は強く申し上げまして、反対の討論をさせていただきます。以上です。

#### **北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

#### **北村博司議長**

ありませんね。

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第39号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

#### **北村博司議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

### **日程第8**

#### **北村博司議長**

次に、日程第8 議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

**北村博司議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第40号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

**日程第9**

**北村博司議長**

次に、日程第9 請願第2号 消費税増税中止意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

討論を行います。

委員長の報告は不採択でありますので、まず原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

ありませんね。

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

いいんですか、されますか。

ですから、委員長報告は不採択です。ですから、逆の委員長報告を否定する側の賛成討

論からお願いしました。委員長報告に対してです。その場合は賛成討論です。もう終了しました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

#### 北村博司議長

よろしいですね。一時不再議で、もう終わりました。

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがいまして、原案に対して採決いたします。今度は原案に対して採決いたします。

よろしいですね、お間違いのないように。

請願第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

#### 北村博司議長

挙手少数です。

したがいまして、本案は不採択とすることに決定いたしました。

---

### 日程第10

#### 北村博司議長

次に、日程第10 請願第3号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願についてを議題といたします。

討論を行います。

先ほどと同じです。

委員長の報告は不採択でありますので、まず原案に賛成される方はありませんか。

中津畑議員。

#### 14番 中津畑正量議員

議長のご指名を受けまして、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に反対する請願、原案に賛成する立場で討論をいたします。

皆さんもよくご存じのように、このTPPの問題、私ちょうど1年前に議員発議をさせていただいて、否決ということになりました。しかし、現在では、今、40都道府県議会の中で、



TPP意見書決議が、反対、慎重を含めまして、44都道府県の県議会、道と府と県議会の中で可決されております。これはほかのメディアでも報道されておりますけれど、TPP推進を求める決議は1件もない。ただ東京、大阪、山梨については、3件、賛否の意見書とか、そういうものは出ておりません。

このように、今、TPPは重大な局面を迎えています。この1年間の間に重大な局面を迎えている。この請願にもありますように、聖域なき関税撤廃が、前提が明らかに明確になったとして、安倍総理は7月に参加していくというような方向がはっきりと出されました。4月12日に、アメリカとの事前協議を経て、4月下旬には交渉参加11カ国すべての同意を取り付けて、交渉参加を進めております。

しかし、この間、本当に明白になったのは、1つとして、TPPがすべての関税、非関税のそういう撤廃という世界でも例のない危険な枠組みになっていることや、交渉ではアメリカの言うままに、日本が譲歩を重ねて、自動車や保険、そういうものに妥協している。アメリカは関税を残すというようなことに妥協している、日米事前協議の合意では、米や乳製品、砂糖など、日本の重要産物である聖域確保の可能性というものは、ほとんどないといっても、私まったくその中身的にはわかりませんが、推測が十分できるものでございます。また、TPP交渉と並行して知的財産や政府調達、競争政策、植物の検疫など、このようなものについても、日米二国間協議を行いTPP交渉の妥結までにまとめることを、アメリカのオバマ大統領と約束をしてきたという報道もされました。

このように、国民生活そのものを本当に守っていく、産業を守り経済を活性化していくためには、この協定を結んでは、本当に大きなこの地方にとっても痛手であります。さらに、委員会の中でも、私、紹介議員として説明もさせていただきましたが、アメリカ政府は導入を強く迫っているなかに、ISD条項というものがございます。これは、この制度は進出企業が外資系の企業ですね。これ相手国政府の政策によって、損害を被ったと判断すれば、国際機関に訴えて損害賠償を請求でき、その国の法律や制度の改変を可能にする仕組みであります。

一度決まったら、これをひっくり返すことはできないと言われております。国民生活と日本の主権、国づくりが本当に根っこから脅かされるTPPであると、私は思っております。また、今、株高と経済の中身は、アベノミクスの中でTPP、随分株高、円安が出てきておりますけれど、これで地方経済、庶民が景気をまったく実感していない。テレビなんかを見ても、本当にこの景気が実感できない。いわゆる賃金が上がらない、儲けが少ないとい

うことが言われております。そういう意味では、今後の少子高齢化対策と国の財政再建、これらを考えると、当然、このTPPに参加することによってですね、大変な中小企業や環境が侵される。

最後になりますが、福岡県のほうでも、漁業の一斉休業がありました。報道されておりました。我が町でも漁業中心、農業、産業が中心の町であります。私たちの町もこの燃油の高騰なんか、それを外国からのどんどん輸入が入ってくると、1次産業である農業、林業、漁業が本当に壊滅的になってしまうという恐れがあるということで、随分心配をされております。そういうことで、私はこのTPPへの参加について、原案、請願のとおり反対をするものであります。

どうか議員の皆さんもよくご精査のうえ、賛成にご同意くださりますよう、この環太平洋戦略的経済連携協定への原案に賛成していただきますよう、お願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

#### **北村博司議長**

次に、原案に反対討論される方はありますか。

東篤布議員。

#### **10番 東篤布議員**

ごめんね、中津畑さん。中津畑さんのね、おっしゃることはよくわかるんです。農家を守ろうね、日本の企業を守っていく、その気持ちはよくわかるんですが、現実問題として、今の日本は食料品にしてもですね、衣料品の問題にしても、いろいろそうですが、非常に諸外国に頼っておるのが現状です。

世界の中でも先進国の仲間入りをはたしてきた日本といたしましても、この情報の共有化の社会のなかで、なおかついろんな各国が持っているところの資源の有効利用と、またお互いにですね、共有し合うという観点からいたしましても、私はこの関税というものの撤廃、必要でなからうか。これが時代の流れでなからうかと、こう感じております。

そして、もう1つ大きな理由といたしまして、ある国です、こういった問題が起こっております。幼い子どもたちのミルクがなかなか手に入らない。日本からもアメリカからも、よい製品を入れたい。そうやって望んでおるのが、子どもの親ですね。でも、いろいろな壁がありまして、諸外国の良質の乳製品が入ってこない。粉ミルクが入ってこない。そこで密輸のような形をとってでも入れようとする、悪質な業者も出てくるし、なおかつ現実問題として、その関税という壁が邪魔になってですね、安全な食品が入っていない。

子どもの大切な乳製品が入ってこないという問題を抱えておる国もあるわけです。

確かに日本の農家にとって、また、他の企業にとっても、非常に不利益と感じる方々もおられるでしょうが、それは時代の流れ、一時の生みの苦しみではなかろうかと思うわけです。これを乗り越えて、初めてこの世界の競争社会の中で、生き残ってこそ、本来のいわゆる世界を引っ張っていく先進国の仲間入りを、日本も果たせるのでなかろうか。今までのように終戦後60年、アメリカの影になって支えてきていただいてですね、経済を発展させてきた日本でなくて、世界の競争の中に踏み込んでこそ本来の日本の力を発揮して、世界をリードしていく、リーダーシップの持った日本国へと発展していくということですね、強く信じて疑わないわけであります。

そういった観点からいたしまして、私は世界の貧しい国々の子どもたちに、安全な粉ミルクを乳製品を、食料品を届けるという意味でも、私はこの議題に賛成じゃないんですよ、このね、TPPも必要でなかろうかと、こう感じるわけです。ですから、ごめんね、中津畑さん、この請願にね、ちょっと反対させていただきます。ありがとうございます。

#### **北村博司議長**

次に、賛成討論される方はありますか。

奥村武生議員。

#### **9番 奥村武生議員**

ただいまの篤布議員の説得力のあるカリスマ的な発言に対して、敬意を評するものであります。ただ、例外なき関税を認めますと、撤廃を認めますと、さまざまな問題がまだ日本の中に渦巻いており、それが解決をしてからでないと、これは早すぎるというふうな考えも持っております。例えば、以前にも申し上げましたように、フランスではですね、重油の変動する上下に対しても、フランスの国家はですね、地場産業を安定化させるために、一定のレベルから重油が上がると国が補てんしているんですよ。そういうことがされて初めてですね、あらゆる分野でされて初めて、この関税という撤廃、TPPですか、これに踏み込んでいけるのではないかと思うんです。

だから、ある面では極めて内部の整備なくして無防備にですね、国を売り渡す法案であるというふうに私は思うわけです。例えば、もう1つですね、参加国から安い農産物、魚介類が関税なしで入ってくる。例えばカリフォルニアではですね、すでに日本のコシヒカリに匹敵する良質、廉価の米が生産されているわけです。これが関税なしで入ってくると日本の米作は大変厳しくなるわけです。同様のことがさまざまな分野で私は起こりかねないと思うわけです。

漁業についてもそうなんです。私の従兄弟のですね、白浦で漁業されている方が、どんだけ一生懸命魚を捕ってもですね、大きなお店に並んでいる魚がはるかに安いんですよ、これで生活できるわけがないということです。このことを、この例外なき関税TPPに参加を賛成する方は、どのように私は答えるべきなのか、答えられないと私は思うのです。瑞穂の国日本が世界に誇る財産は環境資源であります。山、川、海の環境資源の保全は憲法に明記してでも、一番大事なものだと思わなければなりません。この仕事に従事する人々の生存権が脅かされるようなことであってはならないと思わなければなりません。

したが、この原案に賛成する理論として以上のことを申し上げて終わります。以上で終わります。

### 北村博司議長

次に、原案に反対討論される方ありますか。

瀧本君。

### 5番 瀧本攻議員

これは世界の潮流でございます、このTPPというのは2004年にですね、4カ国で結ばれておりました。シンガポール、ニュージーランド、あと2国ですね。一番早いのがウルグアイでWTOができました。それかASEAN+6、APEC、先ほどの賛成の方がおっしゃられましたけども、これ10年間でですね、関税を撤廃するというところでございます。ちなみに日本は米については800万t生産しております。そのうちの400万tは自国で消費しております。あと400万tは輸出しております。中国に輸出しております。

もう1点はですね、日本でいう全農の会長はですね、関税をかけていただいても結構ですとおっしゃっておられるわけです。だから日本の、いわゆる自動車についても段階的には0になるでしょうけども、2.5%、4.5%ということになります。医療についてもですね、痴呆の問題が非常に大変な問題になっております。アメリカは、これは貴雄議員がよくご存じだと思うんですけども、フェーズ3で薬価は認可されます。日本は5段階です。だから昨年でしたかな2つ、いわゆる痴呆を止める薬が日本で認可されました。それまでは痴呆を持った、子どもさんはですね、毎月30万円ぐらい払って、それをインターネットで購入しておりました。

だから、やはり先進国である日本がですね、TPPに参加しなかった場合にはですね、ということが起こるかということ、あとFTAですよ。日本は韓国と中国とFTA結んでいますね。そしてから数年前に亡くなられた北海道の中川さんが、農林大臣のときにメキシコへ

行って、カンフンでF T Aを結んでおります。これT P Pを結んでおかないと、もうF T Aだらけになりますね。そうするともう收拾がつかなくなります。そういうことを総合的に鑑みて、いわゆる環太平洋の国々が最終的にT P Pに参加してモラルを持って貿易をし、各国の国民が豊かになるように私は考えるべきだと思います。以上です。

**北村博司議長**

次に、賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

したがいまして、原案について採決いたします。お間違いのないように。

請願第3号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手少数です。

したがいまして、本案は不採択とすることに決定いたしました。

---

**北村博司議長**

ここで、追加上程のため暫時休憩いたします。

(午前 11時 38分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午前 11時 45分)

---

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

**北村博司議長**

入江議員。

**6番 入江康仁議員**

議長、これ私、今回、定例会が開催日に、この報告ですね。報告第3号と4号に対しての質疑をやろうと思ったときに、もう通り過ぎておったわけですね。で、もう議長に終わりましたという指摘を受けたんだけど、このね、報告第3号と第4号に関してね、この繰越明許に対しては、これはこのような報告だけで済まされる繰越明許ということになれば、それ報告だけで済まされる問題じゃないと思います。大きな、これはやはり説明を受けて、本当にそれは必要であるかどうかということも、議員も審議せないかんわけですね。これは私は議員に初めてなったときに、あなたが先輩議員でおったけどやな、この繰越明許することに大変難しいものがあつたでしょう。この繰越明許というのは報告で済まされるもんじゃないですよ。

だから、こういうような出し方でいくのだったら、これから認められないですよ。だから、私は最終日に討論があるのかなと思った。報告だったら、もう議題にあがらないんだと言われたから、私、議長にお願いするんだけど、こういうやり方は通らない、これ。議会制の中で、議員にどういうことであつたかという説明せなあかん。ましてこの水道の予算なんか8,000万円からのお金をですよ、これは当然、予算に関してはね、コンサルタントから設計に対してもいろんなことをやって、それを業者が受け取って工事するだけでしょう。その中で、この、何これ、工法等で関係者との調整に時間を要した。こんな理由でするんやったら、一般建設課がいう入札にはね、皆これ遅延だ何だと、工事の遅れは何も言えないことになりますよ。私は通常言っていることに皆、もうこれ各課課長も聞いておいてほしいけど、要は、建設課に関してはオープンに何でも入札、オープンに報告している。これは一番そうだろう、それは町民もわかるから。しかし、関係のない各課の中で、何にもわからない入札方法でやっておる課もいっぱいある、これ。そのためにも、こんな繰越明許のやり方は許されるもんじゃない。議長、これは次、あなたもこれ改革してってもらわなあかん。あなたも改革派の議長と言われるんだしたら、これをきちんとやっていってほしいな。

そういうことで、議長にお願いいたします。どうですか、所感。

## 北村博司議長

おっしゃる部分は、大変よくわかります。建設課の部分は非常に皆さん関心が深い。その指摘された水道課の部分、その繰越、工法でね、最近、このせいやなというのが最近ちょっとピーンときたのがあるんですが、ここは個人的な見解やで止めておきますけれども、少なくともこれ所管の常任委員会で十分その辺もね、含めてご議論いただくか、今後、繰越明許の扱いについては、ひとつ議会運営委員会で、これまでのままでいいのかどうかということの、ご議論をいただくようお願いいたしておきます。議運で十分議論していただくということで、お答えにさせていただきます。よろしいでしょうか。

## 北村博司議長

ここで、追加上程の関係で、議長を交代いたします。

玉津副議長、議長席へお着きください。

(玉津充副議長 議長席に着席)

## 玉津充副議長

それでは、議長に変わります。会議規則第53条の規定により、議長が議員として議案の提出をされますので、私が議長の職務を行います。

ここで、会議録署名議員の追加を行います。

10番 東 篤布君を指名いたします。

---

## 玉津充副議長

お諮りします。

ただいま、配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり、追加日程とし、ただちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 玉津充副議長

異議なしと認めます。

したがって、この1件については日程に追加し、別紙追加日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

---

## 追加日程第 1

### 玉津充副議長

追加日程第 1 発議第 6 号を議題とします。

お諮りします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

北村博司君。

### 18番 北村博司議員

それでは、提案並びに趣旨説明を申し上げたいと思います。

発議第 6 号

提出 本日平成25年 6 月21日

提出者 北村博司

賛成者 松永征也議員

#### 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112条会議規則第14条第 2 項の規定により、提出をさせていただきます。

提案理由といたしましては、町民にわかりやすい議会を目指すことを目的にして、一般質問に限ってですね、町長等に反問権を付与することにより、議論の論点若しくは争点を分かりやすく明確にする。議会の議論を活性化させることもあります。緊張感のある一般質問が望ましいという観点から、反問権を付与する。これは町長等ということになりますけど、町長並びに教育委員長とか、監査委員とかが対象になりますけれども、現実には、町長ということになるかと思えます。

改正案の規則の、一部改正の規則の中身を申し上げます。

第51条の次に、第51条の 2 と 1 項目を追加いたします。

条文は、議長から会議への出席を要請された町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者は議員の一般質問に対して、その内容の確認、または論点、もしくは争点をわかりやすく明確にするため、議長の許可を得て、反問することができる。

附則として、この規則は公布の日から施行する。



新旧対照表は、現会議規則にはございませんので、新たに履行するといえますか、ということになります。

ご覧のように、本会議、特に一般質問に限ることになります。各常任委員会等での反問権は、この会議規則としては対象外にいたしております。

以上です。よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案並びに趣旨説明を終わります。

### **玉津充副議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

川端龍雄君。

### **15番 川端龍雄議員**

北村、今、議員というのですか、議長のこの並々ならぬこの議会改革の反問権は十分、今の説明でもわかりますけど、ここまで至る、このやはりこういうような議会の会則ですか、会議規則の問題は、やはり議会運営委員会で通し、また全員協議会でもこう揉んで、いきなりこう出すんじゃないに、議会運営委員会でも、全協でも今まできちんとありましたけど、その結果的にはそのようなあれになってませんのやけど、やはり議長は議員に下段してまで出す、その熱意は十分わかります。そやけど、このやはりいろいろここまで来るまでの、議運、全協とかありますので、どのように、この議会運営委員会でも通さず、このやはり1つの案件を、発議ですから、よろしい、あれやけど、案件として設けるのに、どのような考えでここへ至ったかということも、提出者にちょっとお答え願いたいと思います。

### **玉津充副議長**

北村博司君。

### **18番 北村博司議員**

川端議員からの質疑にお答えを申し上げます。

ここへ至る経過について述べよということです。

議運につきましてはですね、当初にご協議申し上げましたら、全協で議論してくれということでごございました。その後、全協では、十分ではないかもわかりませんが、3回ほど議論していただきました、議会でしたか。

いずれにしても、この件につきましてはですね、3年前に、私、前任の当時の議長のとき

に、1年かけて議論していただきました。議会改革の一環として。で、議会改革にはたくさん項目としてはあったんですけども、22年の7月26日付けで、これ議会改革の推進スケジュール表案というものも全協にお諮りいたしました。それでできるもの、できないもの、今ここにある対面式の発言席もそうです。これは実現いたしております。

で、このときの22年9月議会、つまり3年前の9月議会から実施するというご提案を申し上げました、反問権の導入については。これが実はご理解をいただけなかったわけです。全協でしたけれども賛成される方が少数でありました。で、その後ですね、2年間ほど管外視察の際に、長野県とか鳥取県の先進、早くから導入されておられる、反問権導入されておられるところで実施状況、良い面、悪い面、それぞれの率直なお話を、当時の議員さん皆さんで勉強していただいたわけです。

それで、前任期の終了する時点で、議会改革の推進分類表というのを本会議で報告させていただき、今の任期に引き継がれているわけです。ですから、今に始まったことやなしに、3年間にわたって十分皆さんここにご勉強いただいたはずであります。それで今回、3月議会で、私は議長の個人的な、個人的な勉強会を設置しまして、新人議員というか、1年目の議員さん方に、1回目の議員さん方4人にお願ひしました。4回にわたって、まず前任期の勉強をご存じないわけでもんで、それを新しい議員さんに勉強していただきました。4回にわたって。オブザーバーとしては副議長、それから議運の委員長にも参加していただいております。これはあくまでもオブザーバーです。それで新人議員さん方に十分ご議論いただいたり、前回の前任期の経過については、前の議会事務局長に私的にお出でいただきまして、勉強を手助けしていただいております。

それで、この今任期中に実施すべきであるという総意というか、合意がありまして、私の責任において先般の全協にご提案申し上げました。そやで相当なご議論いただいたわけですけども、実は今議会についても傍聴者や町民の方からですね、緊張感に欠けるように思うと、それは理事者、議会側双方に、私含めて双方に責任があるわけですけども、もう少しやっぱり緊張感を持った一般質問をしていただきたいという電話やら、直接のお話も伺いました。

そんなことで、議会改革の、3年前から手がけているわけですから、まず、ここからということで、これ実は問題としては見合いになるわけですね。町長が反問権を有するということは、逆に言えば今のように、ちょっと私から見れば行き過ぎたような一般質問の探りを入れるという行為は、やっぱり少しはこれはセーブされるべきだろうと、それでお互いに真剣

に準備して、事によって初めてそこに緊張感が生まれると、馴れ合い一般質問は、これは議会本来の形じゃありませんし、そういうことで議論が不十分だったと言われるかも知りませんが、私としては十分議論の機会をつくらせていただいたということで、今回は、あえて議長発議という形をとらせていただきました。

ちょっと質問の趣旨から、ちょっとズレたかも知りませんが、ご勘弁をいただきたいと思います。以上です。

**玉津充副議長**

よろしいですか。

川端龍雄君。

**15番 川端龍雄議員**

今、最後の議長発議という、ちょっと、これ議長は発議、この件で会議規則のできますんかいな、事務局。議員になって初めて動議というのですか、それをちょっと。

**玉津充副議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

今、つい議長発議と申し上げました。以前は慣例として行われておったわけです。川端議員がよくご存じのように。これは慣例としてですね、議長発議というのは以前は許されておったんですが、今回、県の議長会にも確認して、やっぱり議員発議、所定の賛成者を備えた発議でなければいけないという、議長会のご指摘もありまして、今、つい議長発議と申し上げてしまいましたけれども、議長席を交代して一議員に戻って、所定の人数を揃えて提案するという形をとらせていただきました。副議長以下、皆さんには大変ご迷惑をかけますけれども、以前の慣例で行われていたものは、今は適当でないという判断がありましたものですから、議員発議という今、訂正させていただきます。以上です。

**玉津充副議長**

川端龍雄君。

**15番 川端龍雄議員**

えらい言葉尻拾って、えらい申し訳ないんですがね、慣例は今まであらへなんだように。北村議長のとときは自分でしました。副町長のとときに議長は討論までしました。あれは慣例がないけど異例です。慣例じゃありません。私はそれだけせんと、ほかの町民の皆さん、慣例というのは誤解しますから。我々海山区のとときもそんな慣例はありません。長島のとときは別

ですけど、そういうことで。

#### **玉津充副議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

平野倅規君。

#### **16番 平野倅規議員**

ただいま、議員の北村博司議員から発議のことを申されて、大概3年間ほどで皆さんが勉強して、周知しておられるというふうに自分勝手に判断されているようでございますが、それは各々個人の方が私は理解しておるよというふうな意見を我々は聞いたことないし、これはあくまでもこういうふうな報道の前で理解しておるということを言われたら、理解してない人が大変迷惑かかると思います。まだ、今これからこの問題に対しては勉強せなあかんことは多々あると思います。

一般質問の時間の問題も出てきますし、現在、この反問とか反論とかという線の線引きというものはいかなものかということも、まだまだ勉強せなあかん部分は私自身もあります。それ皆さんご承知のことであるか。他所へ行っているいろいろ勉強したかと思うけども、そのために行った部分もあるかわからんけども、その部分でない面も視察にはあったと思います。それを推進されておる、議長って、あえて議長ですので議長と呼ばさせていただきますが、その気持ちでものを言われたら、ほかの者の人にも迷惑がかかると思いますので、そういうような言葉に対しては、言葉を選んでいただきたいと、そういうふうに私は思います。

#### **玉津充副議長**

質疑ですね。

#### **16番 平野倅規議員**

ええ。その部分に対しては、皆さんが把握しておるという部分に対しては、私はちょっとそれは疑問に思いますもんで、その分に対してご質問させていただきたいと思います。

#### **玉津充副議長**

北村博司君。

#### **18番 北村博司議員**

お答えいたします。理解している、していないというのは、言葉、理解という言葉の解釈にもよってくるようなお話ですが、私は少なくともこういう場をつくりというか、発議することによって本会議で議論を高めていただき、テレビを通じて、あるいは報道を通じて有権

者の皆様が、町民の皆様が、知っていただくということは、何よりも私は大事だろうと思います。

ですから、川端議員、平野議員がそういう議論をされる。私も答えさせていただく、ほかの方からも出ると思いますが、これこそ議員間討議のあり方だろうと思うんです。全協は報道は入りますけれども、議論の1つひとつが明確に、これは紙面の関係ありますから載るわけではない。テレビの録画中継で十分に見ていただく、なぜ反問権が必要なんだということですね、すでに町民の方から何人か声がきておるわけです。議員の質問に対して、町側が、その言葉の意味を理解してない場合もね、今回、今定例会の一般質問でも現実になりました。

で、一方でですね、私、ある常任委員会を傍聴させていただいておったら、常任委員長が担当課長に対して反問をうながす現場を拝見しました。言い返しなさいと、質問者は誤解しているから、言い返しなさいと、どんな文書やったっていうのやったら言いますけれども、傍聴者も報道も傍聴していましたから。それで、アッ、これは委員長の裁量でやったんだろうと思います。そういう委員会条例にはそういう規定ありませんから、すでに現実には、一部の常任委員会では委員長の裁量で導入されているのを私は目の前で見ました。これが十分皆さんが理解しておられる証拠だろうと思うんですよ。

私は理解していないということはないと思います。言い返して申し訳ないですけども、それと反問と反論は蛇足ですが異なります。反論は現在でもやっています。町長側は、いえ、あなたとは意見が違うと、今回の一般質問でも考え方が違うと言い切っていましたね。何人かの議員に対して、これ皆さん聞いておられた。反論は今でも認められておるんです。でないと、質の高い議論というのは行われなわけですよ。聞きっ放し、言いっ放しではこれは議論ではないと思います。現在でも反論は行われておりますし、認められております。反問というのは、今の言った言葉の説明を求めるとか、根拠を求めるのは反問です。意見が違うって言い返すのはこれ反論です。私は十分皆さん理解したうえでやっておられると思います。

以上です。

#### **玉津充副議長**

平野倅規君。

#### **16番 平野倅規議員**

議長さんは、わりかし、弁は達者で、ほろりとさせられるのは、傾きは、違っていきような面も出てくると思うんですけども、先ほどの言われておった、執行部と議会における緊張感がないと、それを一般の傍聴席の方も言われておったと、傍聴席の人が何人おったか知

りませんが、何人の人が言われたか知らんけども、全人口の何分の1か、何千分の1の方の意見が、さもこうあるというふうにとられるごとく、先ほどの答弁的なことを言われておりましたが、やはりそれも大事かもわかりません。しかし、我々議会としても執行部としても緊張感はないにしても一生懸命にやっておるように、私は見受けられます。

それを議長たる人間が、緊張感がないどうのこうの言われて、その人たちにどういうふうな反論をしたのか。いやいやそうではないと、我々一生懸命やっておるんだと、そういうような反論すべき立場であると思うし、そうすべきではないかと思うんですけども、その点に関して言いつ放しを聞きつ放しにしておったのか、その点も1点聞かせていただきたいと思っています。

### **玉津充副議長**

北村博司君。

### **18番 北村博司議員**

2度目の質疑にお答えいたします。先ほど私は本議会についての一般質問に対して、次の日かな、電話がありました。これ以外の場で、例えば私以外の議員で、私は議員として出たんじゃないですけども、ほかの議員もいらっしゃる公開の講演会の場ですね、講演会の場ですよ、公開された。一般公開された講演の場で、今、その記者はいませんが、当時、取材記者が、本町議会について手厳しいというよりも、ぼろくそなご批判をいただいたんですよ。私がいる場で、この複数の議員がこの講演会に出てました。

で、私はその当時記者だった人が紀北町議会を傍聴しておると、まあまあこういう感じやということ言われた。何回傍聴されたか憶えはないですが、これは報道の記者はその場に聞いてましたから、現実にはね、議員の中にもその話を聞いていられた方は何人いましたからね、私以外に複数2、3人いました。もう手厳しいご批判をいただいたです。要するに緊張感がないということですね。

だから、私はその記者に対して終わってから抗議しました。あえて抗議しました。私は議長で招かれて出たんじゃないですが、その場にいた以上は聞き逃すわけにはいきませんので、抗議しました。出席者20、30人いたでしょうかね。それぐらい地域社会ではやっぱりそういう話が出ておるわけです。聞いたことがないとおっしゃるんだしたら、私だけではないと思いますけどもね、そういう議会批判、私は抗議しております、その発言に対しては。以上です。

### **玉津充副議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

## 5番 瀧本攻議員

緊張感の問題はね、非常にあると思います。昨年になって、18名で議論してもらいました。非常に面白いと関心持ってます、町民の方は。先ほど反問権の問題は私ですね、委員会で。私は項の部分の間違ったもので、委員長が課長にかわっておかしいんじゃないかいうことを、ただ項の部分の間違った、私の間違いです。それね、委員会で。款項の項の部分間違っ

だから私は緊張感はあると思います。私自身も常に緊張感を持って議会に参加しているつもりでございます。これはルールをつくるよりも、議員一人ひとりの意識改革だと思います。

JALを改革した稲盛さんはですね、縦割り行政で非常に大変だったと、改革するのに。彼はJALには乗っていなかったんですね。JALは親方、日の丸だから、ANAしか乗ってなかったんですよ。で、彼はこれはどうしたらいいかということで、意識改革を、人間の意識改革をやったわけです。ペーパーでアテンダーに渡すんじゃなくして、掲示してどこに、稲盛というのか、JALフィロソフィという手帳をつくらせてですね、やっておるわけです。だから意識改革を議員が持つてすればですね、町民の負託に私は応えると思います。そういうことでございます。

## 18番 北村博司議員

答弁いいですね、おっしゃるとおり同感ですね、私。

## 玉津充副議長

ほかに質疑される方ございませんか。

奥村武生君。

## 9番 奥村武生議員

その緊張感の問題で、その反問権の問題とは異なるんじゃないですかね。反問権がないから緊張感がないというのはちょっと違うんじゃないかというような気がするんですけども、北村先生の言われた、ぼろくそに言われたと、その中身を一遍ちょっと、どういうふうにその記者から言われたのか、非常に参考になると思うんですよ。この反問権を、その緊張感がないという、どういう点でその緊張感がないというふうな指摘を受けたのか、差し支えなければ、それを是非明らかにしてほしいと思うんです。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

## 玉津充副議長

東篤布君。

#### 10番 東篤布議員

あのな、この議案に対する質疑に止めやなあかんわ、議長。これこそ討論になっていくよ。僕はそう思うけどな、もうそこらで打ち切ったら。この原稿見て、これでわからんことだけにしたらええやん。先生のお気持ちとかな、世間の情報ら聞いておったら切りないで。これは全協ですべきことです。この議案に対してする質疑と違う。

#### 玉津充副議長

参考にさせていただきます。

ただいまの質疑受付ましたんで、北村博司君。

#### 18番 北村博司議員

奥村武生議員のせっかくのお尋ねですけども、その場におった議員が、私以外に数人おりますし、その方たちに後ほど聞いてください。私はここで放送される部分で、具体的なその方が大体わかるような感じになってしまいますので、ちょっと差し控えたいと思います。以上です。

#### 玉津充副議長

奥村議員、よろしいですか。

奥村武生君。

#### 9番 奥村武生議員

そういうふうと言われるのなら、別途またお聞きしたいと思いますけども、その緊張感がないという理由の私1つとしてですね、私は先般一般質問の前に北村議長さんが、議長が言われた。一般質問は真剣勝負であるべきだというふうに再度ハッパをかけられたもんですから、先般の質問のような形にもなりました。

それで、執行部はですね、一般質問に対して聞くだけのことを聞きに来ておいてですね、そして中身を話をする。それに対する執行部からの回答が全くされてないわけですね。その中で1つ間違えば、一方的に結局噛み合わない部分も出てきますし、私は本当にその住民の人が理解をしようと思うんだったら、議員が出した質問に対して、1回目ぐらいは執行部の。

#### 玉津充副議長

奥村議員、先ほども議事進行で言われましたように、この議案の中身のことについて質疑をお願いしたいんです。そうでないと皆さん切りがない話になってしまいますので、よろしくをお願いします。



## 9番 奥村武生議員

わかりました。

## 玉津充副議長

質疑ありませんか。

入江康仁君。

## 6番 入江康仁議員

ちょっと質問させていただきます。

先ほども委員会のことをね、ちょっと例に上げて、そのときの委員長は私でございました。今言われるようにね、僕は采配したことは、今、北村議員が言われるように、反問権とか、反論権というようなことは、一切頭になかったです。ただ、質問者に、さっき、瀧本議員が言われたけど、間違っただけはいいよと課長に、間違いは間違いで指摘してもいいから、それで答えなさいという指示はしました。しかし、私自身は反問なのか、反論なのか、一切頭がない。そこなんです。それが今、議会でわかりやすく放映しているから、町民にわかりやすくて、何がわかりやすくなるのか。この議会も議長も1年で変わります。そのなった議長が反問権、反論権もわからない、その線引きもしてない中でね、議長が、そんなら議長の采配で動くわけですよ。そんなら議長の感覚で、オッ、ここまでは反問だ、反論だというのは皆、基準、自分とつくるのやったら、議会はそれこそ混乱しますよ。

そして今度は、傍聴している町民もわけわからん。反問だ、反論だとわからん中の議論やっておる議員が見せつけておいて、町民にわかるはずない。だから、やっぱりそこはさ、きちんと私は言いたいのは、わかりやすくいうのやったら、いろんなことの問題もある。ただ、私は今、北村議員が言われるわかりやすくと言うんだったら、いろんな質問に対してのわかりやすくする。またわかりやすい質問できる町民にね、もっていくんだったら私、前から言うておるように、質問時間を延ばせということも言っている。そういうような改革の中で、皆が認識して、これは反問権というのはこういうことで、それならその質問やっておるうちにわかるわけですよ。アッ、ここが反問権に入るんだな、これが反論だなというところがわかってきたときに、初めて質問する議員もわかって、議長もその采配するのにな、1年ごと変わったその議長の感覚じゃなくて、統一した反問、反論の線引きができる議長になって、またそれできちんと指導できる議長がおって、初めて私は議会が町民にわかりやすい議会になると思うんです。

それをやはり北村議員、いつも私は思うんですがね、1人、2人の意見を聞いて、いっば

い言いましたとか、きつく言われましたって、何も根拠のないことが多すぎる。そのところもっと明確に、ここまであなたが主張してね、議員の皆さんに発議も議長席から下りて発議するんだったら、そんだけの納得させる、わかりやすい、我々にもわかりやすい事例も出してね、するのはいい。あなたさっき事例出したのは北栄町のことだったんでしょ。鳥取県の北栄町へ行って、コナンさんのあれはね、作家がおるところだったけど、そういう、けど、その地域と紀北町の地域と、そんなら同じような境遇の中で、それをやったらそうなるのかというたら、これもわからない。

だから、私はその前に北村議員に提案するんだったら、皆、あなたね、議長なんだから、全員協議会へむいて、それをやっぱりコツコツと説得するべきだと思うんだけど、ちょっと時期尚早だと思うんだけど、どう思いますか。

### **玉津充副議長**

北村博司君。

### **18番 北村博司議員**

先ほど緊張感の問題が出ましたけど、私の経験で申し訳ないですけどね、合わせてお答えになるんですが、実は一般質問の事前通告に対して、探りを入れることを始めたのは、私、旧町ですよ。紀伊長島町は大内町長からです。それ以前の南部町長も特に東昇町長は、かかってこいという感じでしたですね。だから今、異様に探りを入れます。それできちんと把握できずにくい違っているケースがこの間、あったじゃないですか。ある方の一般質問に対して、一般質問の通告と違う、出した資料が違っていただけでしょう、範囲が。

だから、現実に緊張感をなくしているのは両方です。私含めて議会もそうだし、そういう探りを極端に入れることについて、押し止める、しなきゃいけません、今や全国的にはむしろ事前通告制を止めるべきだという主張もあるんですよ。それが緊張感をなくしていると、わかって八百長質問になる危険性があるという。だから、そういう意味では双方の私は責任だと思います、緊張感なくしておくのは。

ですから、私は今日いい機会だと感謝してます。こうやって30分近く、議員間討議やっておるわけですから。私はこういう機会をどんな問題でもやったら、緊張感のある質の高い議論は徐々に高まっていくだろうと思います。私は今日の皆さんと質疑できたことに感謝、質疑、答弁させていただいたことに感謝しております。入江議員、ありがとうございました。

## 玉津充副議長

ちょっとお待ちください。質疑を一時中断します。

テープの交換が必要なので、休憩に入ります。

12時45分まで休憩とします。

(午後 0時 35分)

---

## 玉津充副議長

休憩前に引き続きまして、質疑を行います。

(午後 0時 45分)

---

## 玉津充副議長

入江康仁君。

### 6番 入江康仁議員

発議者にまた質問させていただきます。

いろいろね、北村議員はその議会の緊張感だ何だと言うけど、質問に対しても、いろいろその町長とのやりとりの中で、その質問に対して探ろうとするというようなことを、あなた言うけどね、そうじゃないですよ。議員そのものは一般質問に対しては、その人の質問の内容にあった、本当に資料も集め、いろんなことやる。しかし、それはね、あなたは私に言う資格はないと思うんですよ。緊張感がないとかというの。それは旧長島町時代にですね、一般質問するその条文そのものをですよ、一般質問する内容そのものを、各課長に皆書いてもらっていた議員もたくさんおったでしょう。いやいや実際そうやった。あんたらがそれを改革しなくてね、何になったの。今現実、そうやったやないかな。

そうでしょう。それで私も町長と、この3回ぐらい前かな、ちょっと議論になって、町長は私にその聴き取りをしてなかったかということもあったけど、それはあくまでも聴き取りに応じるか応じないかは、議員のあれでしょう。だから、あなたそういうね、個々のものを展開してね、こう町民にアピールするとか、いろんなことを、四方で今テレビ映ってこう言うと、あなたの言う言葉は拡大解釈される場合もあるから、また誤解も生みますよ。

だから、そういうことのないようにきちんとね、やっぱり発議した以上は質問に答えても

らわな。それでどういう気持ちだと、あんたこれ今なったってね、議会は正しく動かないようになります。あなたこの12月でもう議長変わるんだから、次の議長はこの反問権、反論の中でね、どないしてさばいしていくの、今度は。いろんな議員から、それは議長、何だと、それは反問の部分に入るんか、反論かどっちやって、議長そのものが困って、それがテレビで放映されて、町民が見たら、それこそ混乱して町民がわかるはずはない。わかりやすい議会になると思うと、今の中でわかりやすい対処を先つくっていかなあかんと思う。

だから、私はどうしてもこれは時期尚早だと思いますけど、あんたそれでもまだやりたいという気持ちがあるんですか、ちょっと答弁。

### 玉津充副議長

北村博司君。

### 18番 北村博司議員

最初に、ちょっと入江議員の前段の話で否定しておきます。旧町時代に職員に一般質問書いてもらっていたという、私は見たこともないし、そんな噂も聞いたことありませんので、過去の議員、皆さんの名誉のために否定しておきます。私は聞いたことも見たこともありません。

それで、先ほど申し上たのは、1つにはそういう近年、私から見れば近年です。探りを入れるようになったのはね。旧紀勢町なんか事前通告制度もありませんでした。議会側が否定していましたわ。緊張感がなくなるから事前通告しないというのが議会の方針でしたね。それが良いか悪いか別にして、今は段々段々こうスムーズにというか、そのために事前通告制が導入され、それをまたそれで懲りずに探りを入れる。正確な探りでいいですが、町長ご自身が探り入れるんなら、正確に受け止めるでしょうけども、ワンステップもツーステップも置くんですから、趣旨が間違っって伝わることもあるみたいですね。これは私は現実にその話は聞いてますから。だから、議会ばかりが、緊張感なくしたのは議会ばかりの責任じゃありません。私は事実に基づいて申し上げております。

それで、いや、私のあとの議長はどなたか知りませんが、その方は困るんじゃないかと。例えば町長のほうからただいまの質問のこの部分について、反論させてくださいと申し入れた。それで許可した。ところが、それがおかしいというのやったら、すぐにその場で反論が出ると思いますよ。入江議員なんか放つとかんでしょう。なんで今の反問で、だから、そうやって形という、ルールというのででき上がっていくわけですよ。いきなり、ご存じのように会議規則は何行か、割とこの第2項、今回の条項としては文字は長いですけども、それで

も細かく決めるわけにいかんわけですよ。不可能でしょう。こういう場合とこういう場合だけは反問、反論はこういう言葉を使ったときだけ、そんな決められるわけないんで、何年かかかって、1年、2年かかって、こういう形ができていくわけですよ。申し訳ないですけども、会議規則を先行、先に決めようと、決めるべきやとおっしゃったのは議会側ですよ。私はどなたと言わんけども。私は議長の裁量権で何回か経験を積み重ねて固まってから、会議規則の改正すればいいと思っていたんですよ。

ところが、皆さん側が、多数の意見がそうだったじゃないですか。会議規則を改正してからやと、違いますか。私はこれ反論しておるんですよ。反問じゃないですよ。全協で出た話ですよ。有力議員から出た話ですよ。いやいや、全協皆さん記憶あると思いますよ。ですから、正しいと思ったから会議規則の条文を用意してお諮りしたんじゃないですか。いやおったかおらんだかは私知りません。記憶にありません。全協でそういう意見、瀧本さんそうでしたね。ですから、何というのか、練習を積み重ねて、トレーニングを積み重ねて条文に、成文にしていけば、私は一番無難かなんと思っておったのは、けしからんじゃないか、会議規則いじらんとそんな提案するんかって、お叱りをいただいたんですよ。皆さんのお声、賛否は別だと言われた。お叱りをいただいたんですよ。いや叱られましたよ。これは事実です。

ですから、私は今日の機会を与えていただいたことは天の恵みだと思っています。ですから、入江議員に感謝申し上げます。感謝申し上げます。ありがとうございます。

#### **玉津充副議長**

入江康仁君。

#### **6番 入江康仁議員**

いやいや、もう感謝感謝って、私、反対のこと言うておるのだから、感謝されても困る。けどね、北村議員、今言われたようなこの反問、反権の中でね、そのあなたは条文をつくってから議会の中で徐々に変えていけばいいんだというけど、そんなもんじゃないでしょう。条文もつくってきちんと条例としてなった以上は、やはりそれを基礎にきちんとやっていくのが議会でしょう。それを、ほんならね、何でもそうでしょう。条例なんかでも、ほんなら30%ぐらいの意見の中でも条文が30%の部分だと、70%はわからんけどやりゃいいんだと、そんなような条例や条文つくことはできないでしょう。

やはりつくるとした以上は、あんた 100%きちんと町民にわかるように、きちんと守るようにするのが、これは条例なんでしょう。そんなあんたみたいな、何でもつくってからでいいんだと、そしてあとは改革していけばいいんだと、それと違いますよ、それは条文と、あ

れは。あなたそこをね、やっぱりあなた一番ここではね、最古参の議員ですよ。やはりあなたの言葉に対して左右されることは大きい。やっぱりあんたも慎重に言葉を選んでしゃべってもらわな、本当に言う言葉は、今、瀧本議員言うた、あんた小さなこともバアアッと言うたりさ、それはあかん、やっぱり。事実は事実できちんとしてやっていかなね。私はそういうような観点からも、これは時期尚早、あんたも時期尚早やと認めたらどうや、次はどうですか。1分ぐらいで。

#### **玉津充副議長**

北村博司君。

#### **18番 北村博司議員**

3回目の答弁をさせていただきます。

先ほどちょっと私、記憶失っておりましたんで、5月24日の全協です。そうです。それで先ほど北栄町のことを言われましたけども、その前の年には長野の小布施にも行ってます。それでそういう経験を踏まえて、この事前通告制じゃなしに、事前通告制が一番簡単ですよ。ただ、小布施は事前通告ですが、それは一般質問の通告はよほど早くないと、つまり締め切りを開会する何日も前に設定しないと無理です。町長側が見てこの部分とこの部分の反問したいという通告、事前通告制、それは事前通告制ですけど、小布施は一度も結局使われておりません。

あと全国でやっている議会は、ほとんど議長が判断します。ですから、先に100%固めよって、それは無茶な理論というものです。会議規則の言葉のやりとりとか何とか、条文化できるわけがないでしょう、すべて。おわかりになるでしょう。だから線引き自体が無理です。こういう言葉使ったら反論です。こういうこと言ったら反問ですということになるわけですよ。そんな会議規則の決め方というのは、私は不可能だと思いますね、現実問題です。

ですから、一回こうやって会議規則の改正をしておいて、施行するのは9月からですね。9月、12月とこう何度か、町長側が使うか使わんか知りませんよ、反問権を。明確に、下ろすために提案しておりません。はい、そういうことです。

#### **玉津充副議長**

中津畑正量君。

#### **14番 中津畑正量議員**

先ほどからちょっと手を挙げていたんで、1点だけお聞きします。

この反問権についてはですね、過去全協なんかでも何回か、短時間でしか行われまし

た。それで反問権に対する深まりがと言いますか、納得できるような議員の皆さんの話ではなかったと私は思うんですが、発議者のほうでは、この反問権についてはできるだけ議員の皆さんにこう中身的にも了解していただきながらやってきたのは、今までのやり方だったと思うんですが、そこら辺で十分過去2回のこの全協で深まったという判断をしておられますか。

**玉津充副議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

十分に深まっていると確信いたしております。

**玉津充副議長**

中津畑正量君。

**14番 中津畑正量議員**

私はですね、過去の全協の中でも質問時間の問題やら、これもほん近くの間に20分から30分になりました。一問一答はちょっとその前からもう、デジタル時計の改善もやりました。これからについてはね、いずれもやっぱり全協でもね、皆さんの意見がやっぱり大体集約されてなってきたと思っております。ただ、僕はこの反問権については、討論ではないのですが、賛成の気持ちは十分あります。

しかし、全協の中でですね、できるだけ皆さんわかっていただく、何とか腹に落ちたというところまでやっぱり詰めるべきだと、何でこの急いで、このポコッとこう出てきたので、そこら辺はね、十分やっぱり論議を噛まして、議論をしてですね、全協だったらいろんなフリーな意見も出ると思います。そういう意味ではやっぱりもう少しね、そういう議論の深まりというのは、私はなかったと思うんですが、今、提案者のほうではないというような、ありましたということですから、それで私は議長はそれで出されたんやなど、議長じゃなくて北村議員は出されたんだなという理解をいたしますが、本当に全部深まったという思いですか。

**玉津充副議長**

北村博司君。

**18番 北村博司議員**

3年の歳月をかけております。それで視察も2回、3町ですね。それに参加していない今任期初登場の方々には、4回にわたって議論をしていただきました。私は中津畑議員はもちろんその筆頭ですが、皆さん十二分にご理解をいただいております。頭から反対とい

う方はこれはね、どうぞ議論申し上げても、これは人間信念というのがありますから、変わらないと思いますが、十二分に、中津畑議員有益なご議論ありがとうございました。

#### **玉津充副議長**

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充副議長**

以上で、質疑を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

追加日程第1 発議第6号について討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

平野倅規君。

#### **16番 平野倅規議員**

ただいまの発議第6号に対して、私は反対討論をさせていただきます。

北村博司議長は、自ら議長を副議長に代わるなどして、この発議を出すほど重要案件であるとは思いますが、私はこの発議をまだまだ審議をし、全員協議会等、また何度か開催して、全議員が理解をもってこの実施に向かうべきではないのかと思います。

できるならば、全員議員賛成のもとで、この発議を成立させるべきだと思う気持ちで、私はこの発議に対して反対をさせていただきます。

#### **玉津充副議長**

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

松永征也君。

#### **12番 松永征也議員**

賛成討論をいたします。

本規則の一部改正については、町長等の反問を認めようとするものであります。

私どもはこれまでも管外視察等を通じましてですね、いくつかの先進議会の議会改革について調査、研究を行ってまいりました。この結果においてですね、反問を認めることは質問の論点とか争点とか、何と云ってもですね、真意がね、より明確にすることができるんじゃないかと思います。

したがって、議論も深まるということになるわけなので、速やかにですね、実施すべきであると考えますので、賛成するものでございます。ご賛同をお願い申し上げます。



## 玉津充副議長

次に、原案に反対討論される方ありませんか。

川端龍雄君。

## 15番 川端龍雄議員

この発議第6号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

本来、やはりこういう会議規則を設けることに関しては、やはり全会一致で、やはりするのが妥当だと思います。また、やはり北村、今の議員は、議長がやはりこの発議の場で議長からできないということに対して、また議長自ら議員の立場に戻り、やはりそのような、このそれしかできないと、本来、議長は公平公正の立場であって、やはりこういうような混乱を招くような、やはりこう避けて、それを図るのが議長の役目であって、今までのいろんなことを考えると、やはり議長がこれを混乱をしている1つの原因であり、今後、議会の運営に対して議員からの信頼も、私は失いかねないと危惧しているわけでございます。

やはりこういうような、やはり会議規則を、先ほど議長は会議規則を設けな、けしからんと、おそらく私のことを指さしてしておると思いますけど、会議規則を設けなくて議会でそれを運用するということは、本当に言葉に出しませんでしたけど、けしからんと私は思います。これは議長自らそういうことをすることではないと思います。

それはさておき、やはりこういうようなことは先ほど皆さんがおっしゃっておるのに、やはりこの今回、3年前はともかく、今回、この2回の全員協議会においても深まった議論じゃなく、雰囲気から見ても、議長の考えておるような、この出せるような私は状態じゃなく、もっと真摯に皆さんにわかってもらうようにしてから、これはすることじゃなかったかと私は思います。議長のこの議会改革のこの反問権に対する熱意は私は十分理解して、これはわかります。でも、ここまで行くまでの、出すまでの過程において、もう少し皆さんがおっしゃっておる拙速やったということは、私は十分これは議員の皆さんの言うことは理解できると思いますので、この件に関しては、改革そのものは私はこれは賛同しますが、今回のこの発議第6号においては、議長自らこれを、議長席から下りて、これを混乱を招くということのほうで、私はこれは1つの大きな禍根を残すことじゃないかと思えます。そのためにはもう少しこの議会運営委員会、全員協議会というこの会議がありますので、そういうことを十分図ってから、ここへ全会一致でしていただくのが、本来の姿だと思いますことで、今回のこの件に関しては反対の立場を表します。

### 玉津充副議長

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

北村博司君。

### 18番 北村博司議員

提出者ですから、賛成討論をしないことが常識的なものですがけれども、今の反対討論に対して反対のご意見申し上げます。でないと、議会の皆さん、それから放映を見て、許可を受けてます。私はとんでもない今、反対討論がありましたから、あえてここで指摘させていただきます。

3年前に、私は本会議に報告して。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

### 玉津充副議長

北村議員、ちょっと待ってください。

北村議員、あなたは提案者なので、その賛成討論はお控えください。申し訳ありません。それは議長の不手際です、指名したのは、はい。

失礼しました。議長の指名間違いでしたので、お詫び申し上げます。

ほかに、賛成討論される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充副議長

これで討論を終了し、採決いたします。

発議第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 少 数 挙 手 )

### 玉津充副議長

挙手少数です。

したがって、本案は否決することに決定いたしました。

北村議員の提案が終わりましたので、議長と交代をいたします。

(玉津副議長、北村議長と交代)

### 北村博司議長

議長を交代いたします。

大変、お手数をおかけいたしました。

## 北村博司議長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

6月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月11日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、執行部より提案いたしました案件議案等につきまして、原案どおりご同意並びにご可決をいただき、ありがとうございました。

今議会におきまして、議員の皆様から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に十分留意いたしまして、今後の町政運営にあたってまいります。

さて、国政におきましては、各政党が景気回復、憲法改正や財政改革など、さまざまな目標を盛り込んだ選挙公約をもって、参議院議員選挙に臨んでいくようでございます。その結果によりましては、施策への影響もあろうかと思われませんが、情勢の変化に柔軟に対応できるよう、全職員とともに紀北町の将来を見据えた取り組みをしてまいる所存でございますので、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後になりますが、間もなく7月夏本番となります。議員や住民の皆様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただきますよう、お願い申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

## 北村博司議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会は、11日から本日までの11日間にわたり、皆様には慎重、かつ活発なご審議、ご議論いただきました。無事閉会できましたことを心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

---

## 北村博司議長

それでは、これをもちまして平成25年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時 15分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 25年 9月 10日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会副議長 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生

紀北町議会議員 東 篤布